

平成22年5月14日

各位

会社名 日本ハム株式会社
代表者名 取締役社長 小林 浩
(コード番号 2282 東証・大証第一部)
問合せ先 広報IR部長 中 島 茂
TEL 06-6282-3031

当社株式の大規模買付行為への対応方針 (買収防衛策)の継続導入に関するお知らせ

当社は、本日平成22年5月14日に開催された取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成21年5月15日付けで公表しました「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「21年プラン」といいます。)の有効期間満了に先立ち、21年プランと実質的に同一の内容の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)を平成22年6月25日開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に議案として諮り、出席株主の総議決権(但し、議決権行使書による出席も含みます。以下同じ。)の過半数のご賛同をいただくことを発効の条件として継続導入することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの継続導入にあたりましては、本プランの運用の透明化・適正化を目的にした株主の皆様への開示手続に関する改訂を行っております。

なお、上記取締役会においては、社外取締役1名を含む全ての取締役10名が出席し、本プランの継続導入につき全員一致で承認可決されています。また、社外監査役3名を含めた監査役全員が本プランの継続導入に異議がない旨の意見を述べております。また、本プランにつきましては、当社買収防衛策の適正な運用を確保するために設置した企業価値評価委員会の全ての現任委員も同意しております。

なお、本日現在、当社が特定の第三者より当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

I 会社の支配に関する基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。

一方、当社は、顧客の皆様やお得意先様に対し安全で安心な商品を安定的に供給し豊かな食生活の実現を通して社会に貢献していきたいと考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値の向上のための取組みとして以下のような施策を実施しております。これらの取組みは上記Ⅰに記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

「新中期経営計画パートⅢ」による企業価値向上の取組み

当社は、「世界的な経済不況の長期化」「日本国内の少子高齢化」、「グローバル競争の激化」、「流通構造の変化」、「世界的な需要拡大による中長期的な原料価格の上昇」、など今後も経営を取り巻く環境は厳しく、その変化も急激であると認識しております。この厳しい経営環境を前提として、当社は、平成21年4月に「国内事業の更なる強化とグローバル企業への挑戦」をテーマに掲げた「新中期経営計画パートⅢ」（平成21年度～平成23年度）を策定いたしました。当社は、新中期経営計画パートⅢで定めた「品質No.1経営の定着と進化」、「選択と集中による収益力の向上」、「グローバル経営体制の構築」の三つの経営方針を中心に具体的な施策を実行しており、当社グループの強みである「インテグレーションシステム」と「高い品質」を練磨し、国内事業の一層の強化と海外市場への挑戦により、さらなる企業価値の向上につなげてまいります。

当社グループは、新中期経営計画パートⅢにおいて以下の戦略に沿って事業の強化・拡大に取り組んでおり、新中期経営計画パートⅢ最終年度（平成24年3月期）では、連結売上高11,500億円、連結営業利益350億円、営業利益率3.0%の達成を目指しております。

1) インテグレーションの強化と充実

当社グループの特長であるインテグレーションについては、さらに充実を図っていきます。特に国内におきましては、川上事業の能力拡張やパートナーとの連携を図り、規模の拡大に努めていきます。あわせて生産性の改善や飼料コストの削減に取り組み、コスト競争力の一層の強化を図ってまいります。

2) 海外事業拡大の基盤強化

当社における海外展開は、従来、日本への供給に主眼を置いたものでした。しかし、国内市場が伸び悩む中、海外での販売を強化する必要があり、その基盤強化を図っていきます。新中期経営計画パートⅡ最終年度（平成21年3月期）では、海外売上高は連結売上高の7.4%でありましたが、この海外売上高比率をさらに高めるために、合弁パートナーとの連携強化、拠点の整備や人材の育成を進めていきま

す。特に経済成長著しく、今後市場の成長が見込めるアジア地域を中心に事業モデルの構築を進めています。

3) 加工事業改革による国内事業の強化

加工事業については、生産コストと物流コストの低減を進め、コスト競争力を一段と高めることにより、市場での存在感を高めていきます。製造部門においては、生産ラインや品種の統廃合、高生産性ラインの導入を進め、生産コストのさらなる低減を実現します。またSCM改革により市場ニーズに合う柔軟な供給体制を構築することで、物流コストの低減と営業力の強化につなげていきます。

4) 価値創造による収益の拡大

国内外に構築している品質保証体制を基軸に確かな品質を確保するとともに、お客様の声をベースに、市場ニーズを分析・把握し、商品開発や改善につなげて、お客様満足につなげていきます。インテグレーション、食物アレルギー、環境配慮、健康増進などグループの強みを生かした高付加価値商品を開発・提供し、競争優位性を高めていきます。

5) グループブランド経営の推進

お客様視点に立ち、安全・安心を基盤に、食とスポーツの取り組みや食育、食物アレルギーへの対応、環境への取り組みなどを着実に推進し、日本ハムグループらしいCSRをステークホルダーへ伝え、企業イメージを高めていきます。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに関する具体的内容

1. 本プラン導入の理由 ー当社企業価値・株主共同の利益が毀損されるリスクへの対応策

当社は、当社の企業価値を向上するべく、当社グループ一丸となって取り組んでおります。しかしながら、当社取締役会の事前の同意を得ずに当社株式に対して大規模買付行為（下記2(1)で定義します。以下同じ。）が行われた場合、当社がこれまで育成し、成長させてきた当社の特色である「安全・安心でおいしい食品による食べる喜びの提供」や社会的使命と考えております食品の安定供給、企業理念に基づいた事業の持続的発展への取り組み、ブランド・イメージ等が損なわれ、結果として株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値については当社の株主全体に共通する利益の総体たる株主共同の利益を毀損するおそれがあります。

一方、当社の株主構成を見ますと、当社株式を10%以上保有する株主は存在せず、当社株主の皆様は、金融機関や外国法人等を中心として広く分散しております。そのため、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあるような大規模買付者から当社株式の大規模買付行為を受けた場合、事前の防衛策の備えがない限り、当社として対抗することができず、当社の株主の皆様や利害関係者の利益を毀損してしまうおそれがあります。

本プランは、当社取締役会が、大規模買付者（下記2（1）で定義します。以下、同じ）より事前に当社株券等¹（以下、「当社株式」といいます。）の買付に関する情報の提供を受けた上で、大規模買付者との交渉及び提案内容の検討を行う期間を確保し、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うことを第一の目的としております。これに対し、大規模買付者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する大規模買付行為を開始するような場合や、大規模買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、対抗措置の発動として一部取得条項付新株予約権の無償割当て（会社法第277条、同第236条第1項第7号）を行うことといたします。本プランの導入から対抗措置の発動及び不発動までの全体的な流れにつきましては、添付資料1のフロー表をご参照ください。

2. 当社株式の大規模買付行為に係る買付提案がなされた場合の対応方針

当社は、いかなる大規模買付行為も最終的には当社の企業価値・株主共同の利益を最大化することに資するものでなくてはならず、また、そのための具体的な方針及び内容に裏付けられたものであることが必要であると考えております。そのため、大規模買付行為に対して対抗措置を発動しなければ当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができないような場合には、対抗措置の発動として一部取得条項付新株予約権の無償割当てを行うことといたします。

かかる対抗措置を発動すべきか否かを判断するための材料として、当社は、以下の手続によって、大規模買付者に対して、大規模買付者及び大規模買付提案（下記2（1）で定義します。以下同じ。）の概要その他の情報の提供を求めるものとします。かかる情報の提供を受けた後、当社では、企業価値評価委員会（当社から独立した関係にある社外取締役、社外監査役、有識者（大学教授等を含みます。）、弁護士又は公認会計士等の外部専門家であり、一定の基準²を満たした方の中から当社が指名・選任した3名以上5名以下の評価委員で構成されます。企業価値評価委員会の活動の概要及び現時点での委員の経歴については添付資料2をご参照ください。）及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要と認めれば、当該大規模買付行為についての交渉や株主の皆様に対する代替案（「代替案」とは、当社取締役会が実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びその具体的な方策を意味します。以下同じ。）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、当該大規模買付行為及び当該大規模買付提案について下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件の充足を企業価値評価委員会において判断し、企業価値評価委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を判断するものとします。なお、企業価値評価委員会から当社取締役会に対して、対抗措置の発動に関して当社株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は株主総会を招集

¹当社株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

²一定の基準とは、添付資料4「当社株式の大規模買付行為への対応方針」運用規則の第3条第2項各号に定める基準をいいます。

して対抗措置の発動に関する当社株主の皆様の意思を確認させていただいた上で、当該株主総会における決議の内容にしたがって対抗措置の発動又は不発動を決定するものいたします。

(1) 本プランの対象となる大規模買付行為、大規模買付者及び大規模買付提案

本プランの対象となる「大規模買付行為」とは、特定株主グループ³が保有する当社議決権割合⁴が20%以上となることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為をいい、「大規模買付者」とは、かかる大規模買付行為を行う者をいい、「大規模買付提案」とは、大規模買付者が当該大規模買付行為にあたって当社に提出する、当社株式に関する買付提案をいいます。但し、当該大規模買付行為について、当社取締役会が事前に同意した場合は、本プランの適用対象外とします。

(2) 必要情報提供手続

当社取締役会は、大規模買付行為がいかに関社の企業価値・株主共同の利益に資するかどうかを具体的に明らかにするため、大規模買付者に対して、以下の各事項に関する情報（以下、これらを総称して「本必要情報」といいます。）の提供を求めます（以下、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を求める手続を「必要情報提供手続」といいます。）。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（その共同保有者、その特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び大規模買付提案の内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、及び、算定に用いた数値情報を含みます。）及び買付資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 買付後の当社経営方針及び事業計画（「食の安全」もしくは食品業の公共性に関する大規模買付者の考え方などを意味します。）、並びに資本政策及び配当政策等についての情報を含む公開買付届出書等で法律上開示を要求される情報

³ 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとします。）、又は、(ii) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われているものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

⁴ 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、前注3の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）、又は、(ii) 特定株主グループが、前注3の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

- ⑤ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
- ⑥ その他当社取締役会又は企業価値評価委員会が合理的に必要と判断する情報

必要情報提供手続における本必要情報の具体的な内容は、大規模買付行為又は大規模買付提案の内容及び規模によって異なることもありうるため、大規模買付者より大規模買付行為に先立って当社取締役会宛に合理的に必要なかつ十分と考えられる本必要情報を含む買付提案書を提出いただきます。当社取締役会がその内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付提案書が提出されてから 10 営業日以内に大規模買付者が当社取締役会に対して追加して提出すべき本必要情報のリストを大規模買付者に対して提示いたします。かかるリストの提示後、大規模買付者には当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の本必要情報を提出していただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して本必要情報のリストが提示されてから 60 日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします（以下、「必要情報提供期間」といいます。）。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提出状況を考慮して必要情報提供期間を最長 30 日間延長することができるものとします。大規模買付者から提出された本必要情報が十分かどうか、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当かどうか、及び、必要情報提供期間を延長するかどうかについては、当社取締役会が企業価値評価委員会の助言及び勧告を受けながら決定いたします。なお、大規模買付者から大規模買付提案があった事実については、当社取締役会がその事実を認識した時点で速やかに開示いたします。また、本必要情報の提供完了後、下記(3)に定める当社取締役会による検討を開始したときは、当社取締役会は速やかにその旨を開示いたします。

(3) 取締役会による検討手続

当社取締役会は、かかる本必要情報の提供状況に応じて必要情報提供期間中又は必要情報提供期間満了後、企業価値評価委員会の助言及び勧告を受けながら、大規模買付者及び大規模買付提案についての検討、分析を行い、当社取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要と認めれば、大規模買付行為及び大規模買付提案についての大規模買付者との交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行うものとします。株主の皆様にも、当社取締役会の意見を参考にしつつ、当該大規模買付提案と当社取締役会の代替案を比較検討していただくことになります。

当社取締役会といたしましては、大規模買付提案の内容及び規模によって、当社取締役会による当該大規模買付提案の評価・検討及び交渉、あるいは代替案を提示するために必要な期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）が異なるため、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたっては、必要情報提供期間満了後、大規模買付提案の内容及び規模に照らして合理的な取締役会検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始することが、当社及び当社株主の皆様の利益に合致すると考えております。取締役会検討期間は本必要情報の提供完了後、最長 60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合）又は最長 90 日間（その他の方法による買付提案の場合）とし、その期間中に

企業価値評価委員会の勧告を受け、当社取締役会が対抗措置の発動又は不発動について決議した場合は、その時点で取締役会検討期間は終了するものとします。

(4) 企業価値評価委員会による勧告の尊重

企業価値評価委員会は、添付資料2に記載の事項について当社取締役会に勧告を行い、当社取締役会はその判断の際には企業価値評価委員会による勧告を最大限尊重いたします。

(5) 取締役会の検討内容の開示

取締役会検討期間中、当社取締役会は、企業価値評価委員会の助言・勧告を受けながら、大規模買付者からの大規模買付提案が行われた事実及び本必要情報のうち、当社株主の皆様のご判断にあたって必要であると認められる部分については、当社取締役会が適切と判断する時点で適切な情報開示を行い、また、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、これを適切な時期に開示します。

当社といたしましては、必要に応じて、大規模買付者との間で交渉を行い、こうした株主の皆様のご判断に資するべく、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもございます。

(6) 大規模買付者による大規模買付行為の制限期間

大規模買付者は、必要情報提供手続および取締役会検討手続が完了する取締役会検討期間終了までは当社株式に対する大規模買付行為を開始してはならないものとします。また、下記3(1)にて記載するとおり、企業価値評価委員会から当社取締役会に対して、対抗措置の発動に関する当社株主の皆様のご意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合、大規模買付者は、当該意思確認の手続が完了するまでは当社株式に対する大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3. 対抗措置の発動・不発動の要件、対抗措置の内容

(1) 対抗措置の発動（一部取得条項付新株予約権の無償割当ての決議）及び不発動

当社取締役会は、大規模買付行為又は大規模買付提案に関して、企業価値評価委員会において下記「その一」に記載の対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされた場合には、当該勧告を最大限尊重して、当社及び当社株主の利益を確保し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として、その決議により、対抗措置の発動として、一部取得条項付新株予約権の無償割当て（会社法第277条、同第236条第1項第7号）を行うものとします（一部取得条項付新株予約権の概要は添付資料3を参照ください。以下、当該新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、企業価値評価委員会は、下記「その一」に記載の対抗措置発動要件のいずれかに該当するか否かの

実質判断について株主の皆様意思を確認する必要があると判断した場合においては、当社取締役会に対して、対抗措置の発動に関し株主総会において株主の皆様意思を確認すべき旨を勧告するものとします。かかる勧告が行われた場合、当社取締役会は、法令、当社定款等に従い、株主総会の招集手続を遅滞なく履践し、対抗措置の発動の是非についての株主の皆様意思を確認するものいたします（なお、当該株主の皆様意思確認のための決議は、原則として議決権を行使することができる当社株主の議決権の過半数を有する当社株主が出席し、かつ出席した当該株主の議決権の過半数の承認をもって行われるものとします。）。当該株主総会において対抗措置の発動に賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為又は大規模買付提案に対する対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てを行うものとします。かかる対抗措置の発動は、大規模買付行為による当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するためには当該対抗措置の発動が不可欠であり、当該時点で対抗措置を発動しないと当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができないおそれがあると認められる例外的な場合に限り行われます。

なお、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、発行予定期間を平成23年6月25日までとした本新株予約権に係る発行登録を行っております。

本新株予約権は、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様による権利行使については原則として制限されません（但し、本新株予約権の譲渡、及び対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者による本新株予約権の行使については制限があります。また、外国の法令上、本新株予約権の行使に、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。）の充足、又はその双方が必要な場合に、本新株予約権の行使ができない場合があります。）。また、本新株予約権は、一部取得条項を付けて無償割当てが行われますので、当社取締役会の決定により、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が保有する本新株予約権と引き換えに、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様（但し、外国の法令上、本新株予約権の行使に、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。）の充足、又はその双方が必要な場合に、本新株予約権の行使ができないこととなる株主の皆様を除きます。以下同じ。）に対して当社株式が交付されることがあります。そのため、本プランに従って、本新株予約権の無償割当てがなされ、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者の有する当社株式の議決権割合は希釈化することになります。但し、当社は、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により当社が発動した対抗措置を撤回することが適切であると当社取締役会が認める場合には、無償割当効力発生日（下記で定義します。以下同じ。）までに本新株予約権の割当てを中止し、又は無償割当効力発生日後、本新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができることとします（以下、「対抗措置の撤回」と総称します。）。

これに対して、企業価値評価委員会において下記「その二」①ないし④に記載する「対抗措置不発動要件」のいずれかに該当する事情が存在する旨の勧告が行われる場合には当該勧告を最大限尊重して、当社取締役会は大規模買付者の大規模買付行為に対して対抗措置を発動しないことを決議します。加えて、株主の皆様の意思を確認する株主総会において対抗措置の発動に賛同する旨の決議が得られなかったとき、又は取締役会検討期間満了時まで企業価値評価委員会において下記の対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件のいずれかを充足する事情が明らかとならず、当社取締役会に対して発動又は不発動いずれについても勧告がなされなかったときは、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為に対して対抗措置を発動いたしません。

また、当社取締役会は、取締役会検討期間終了後においても、大規模買付者との間で円滑に検討・交渉を継続すべく最善の努力を行うものといいたします。

当社取締役会は、これらのいずれの場合であっても、対抗措置の発動又は不発動の決議その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行い、株主の皆様において適切な判断をしていただくことが可能となるような措置をとる所存です。

記

その一 対抗措置発動要件

- ① 大規模買付者が、当社への経営参画の意思を真に有していないにもかかわらず、当社株式の株価を不当につり上げて当社株式を高値で当社関係者（当社関係会社、役員、従業員、取引先等を含むがこれに限らない。）に取得させる目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ② 大規模買付者が、当社の事業経営上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やその関係会社等に移転させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ③ 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する意図をもって当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ④ 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額株主還元（剰余金配当を含むがこれに限らない。以下同じ。）をさせるか、あるいは一時的な高額株主還元等による当社株式の株価上昇に際して、大規模買付者が取得した当社株式を高値で売り抜けることを目的として、当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合

- ⑤ 大規模買付者が必要情報提供手続に応ぜず、株主が当社株式を大規模買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど株主が当該買付提案を判断することが困難な場合に、当社に何らの予告もなく大規模買付行為を開始し、又はその開始が客観的かつ合理的に推認される場合
- ⑥ 大規模買付者が必要情報提供手続に応じるも、大規模買付提案の態様、提案手法その他の事情に鑑みて、当該大規模買付提案が二段階での強圧的な買付提案（当初の買付において当社株式の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利な設定にし、あるいは明確にしないで買付行為を行うこと）であることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ⑦ 上記①ないし⑥のほか、大規模買付行為又は大規模買付提案により、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値・株主共同の利益が上記①ないし⑥の要件の場合と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

その二 対抗措置不発動要件

- ① 当社取締役会が取締役会検討期間中及び取締役会検討期間を経過してもなお大規模買付提案で提示された企業価値評価を上回る企業価値評価を実現することが合理的に見込まれる経営案の提示を含む代替案を株主に示すことができず、大規模買付者との間で交渉等も行わなかったことが明らかな場合
 - ② 大規模買付提案が当社取締役会の提示する代替案より高い企業価値評価を内容とするものであることが客観的に明らかであり、かつ、当該大規模買付提案により当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあることが明らかでない場合
 - ③ 当社取締役会が取締役会検討期間中に何らの代替案も株主に対して示さなかった場合
 - ④ 上記対抗措置発動要件①ないし⑦の要件に該当する事情が一切存在しないことが明らかな場合
- (2) 対抗措置の内容 一本新株予約権の概要及び権利行使

- ① 本新株予約権の割当先

本新株予約権は、当社取締役会決議で決定する割当基準日⁵時点での最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で無償で割当てられます。割当基準日より後に株主名簿に記録された方については本新株予約権の割当ては行われません。また、現時点で保有されている当社株式の売却等により、割当基準日現在の最終の株主名簿に記録されていない方についても、本新株予約権の割当ては行われません。

② 本新株予約権の権利行使の期間

本新株予約権の権利行使期間は、当社取締役会において別途定める開始日から30日間であり、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者を除く株主の皆様は、権利行使期間中であればいつでも、本新株予約権を行使して当社の新株式を取得することが可能です。但し、下記④のように、当社が本新株予約権の一部を取得する場合は、当社が取得した本新株予約権については、本新株予約権取得日（下記で定義します。）をもって当該本新株予約権の権利行使期間は終了するものとします。

③ 本新株予約権の権利行使の制限（差別的行使条件）

本新株予約権の権利行使に関しては、本新株予約権1個の行使につき当社の普通株式1株（但し、場合によって調整されることがあります。）を取得することになります。但し、本新株予約権には差別的行使条件が付されており、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者が本新株予約権の割当てを受けた場合には、当該新株予約権者である大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は、その保有する本新株予約権を行使することができません。

④ 当社による本新株予約権の取得（一部取得条項付新株予約権）

当社は、本新株予約権の無償割当てにあたり一部取得条項（会社法第236条第1項第7号）を付するものとし、当社が本新株予約権の一部を取得することが適切と当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日（以下、「本新株予約権取得日」という。）が到来することをもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者を除く株主の皆様が保有する本新株予約権を取得することができるものとします。本新株予約権取得日につきましては、本新株予約権の無償割当効力発生日から権利行使期間の最終日までの期間内で当社取締役会が定めるものいたします（但し、当社取締役会が本新株予約権取得日を定める決議をすることができる期間は、本新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までとします。）。その場合、当社は、本新株予約権取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が有する本新株予約権のうち、本新株予約権取得日の前日までに未行使のもの全てを取得

⁵ここにいう割当基準日は、本新株予約権の無償割当てを受けることができる株主を定めるための基準日（会社法第124条）として当社取締役会において決定される予定であり、本新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日（以下、「無償割当効力発生日」といいます。会社法第278条第1項第3号）は割当基準日とは別の日に設定される予定です。

し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき当社普通株式1株（但し、場合によって調整されることがあります。）を交付することができます。

また、当社は、対抗措置の撤回として、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により対抗措置を撤回することが適切であると当社取締役会が認める場合には、本新株予約権の無償割当効力発生日までは本新株予約権の割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

4. 本プランの有効期限、廃止・変更手続

本プランは、平成22年6月25日開催予定の本定時株主総会に議案として諮り出席株主の総議決権の過半数のご賛同を得て同日より発効するものとし、有効期限は、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、また当社の取締役会及び株主総会において本プランを変更する旨の決議が行われた場合には、株主総会における承認決議をもって本プランは変更されるものとします。

また、本プランの有効期間中、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものといたします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行うものとします。

なお、当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月開催の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差制や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該株主総会で選任された取締役ににより構成される当社取締役会において本プランを廃止又は変更することが可能です。これにより、当社取締役会決議による本プランの導入及び廃止又は変更に関しても、株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

5. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針との整合性

本プランは、以下に述べるとおり、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思

の原則、及び、③必要性・相当性の原則の全てを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切なものでないかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の本定時株主総会で出席株主の総議決権の過半数のご賛同を得ることにより発効します。また、本プランでは、一定の場合には、企業価値評価委員会の勧告に従い、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思確認を行うこととされております。

加えて、本プランの有効期限は、平成 23 年 6 月に開催される当社定時株主総会終結の時まで（但し、それまでに当社取締役会又は株主総会にて本プランを廃止する旨の決議をした場合はその時まで）と設定されており、それ以降も 1 年毎に、当社定時株主総会にて、本プランの継続又は修正に関して株主の皆様の意思を確認させていただきます。

従いまして、本プランは、株主の皆様の意思を十分に尊重した買収防衛策であると考えております。

(4) 独立社外者で構成される企業価値評価委員会の意見の尊重

本プランにおいては、実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、企業価値評価委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動を判断することとなります。

さらに、企業価値評価委員会によって当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされておりますので、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランが運営される仕組みが確保されていると考えております。

(5) 客観的かつ合理的な要件の設定・取締役会による恣意的判断の排除

本プランは、上述のとおり、合理的かつ詳細な対抗措置発動の客観的要件の充足が企業価値評価委員会において判断されない限り発動されないように設定されております。従いまして、本プランでは、客観的かつ合理的な要件を設定することによって、当社取締役会による当社株式の大規模買付行為に対する恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されているものと考えております。

また、本プランでは、上述のとおり、合理的かつ客観的な対抗措置不発動要件も設定されております。この運用についても、企業価値評価委員会が対抗措置不発動要件の基礎となる事情が存在するかどうかを判断した上で当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は勧告に示された企業価値評価委員会の判断を最大限尊重して対抗措置不発動要件の充足の有無を判断します。従いまして、本プランでは、当社株式の大規模買付行為に対する対抗措置不発動の決定についても、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みが確保されているものと考えております。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決定により廃止することができるものとされております。当社の全取締役の任期は1年であり、取締役の任期の期差制や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能ですので、当社株式を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役が当社取締役会の構成員の過半数を占めた場合、当該当社取締役会決議により本プランを廃止することができます。従いまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド・ビルといった、経営陣による買収防衛策の廃止を不能又は困難とする性格を有するライツプランとは全く性質が異なります。

(7) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。これにより、企業価値評価委員会による判断の公正さ及び客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様の権利関係には影響はございません。

(2) 対抗措置発動時（本新株予約権の無償割当て時）に株主の皆様にご与える影響

本プランに基づく対抗措置として本新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、申込等の手続をすることなく、当該本新株予約権の無償割当効力発生日において、当然に新株予約権者となります。仮に、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合は、当該本新株予約権は消滅いたします（会社法第287条）。そのため、ある株主の本新株予約権が消滅した場合、その方が保有する当社株式は、他の株主の皆

様による本新株予約権の行使によって希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、下記(3)③に記載する手続により、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その場合保有する当社株式一株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、対抗措置の発動に係る手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、及び本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により、対抗措置の撤回が適切であると当社取締役会が認める場合には、無償割当効力発生日までに本新株予約権の割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権と引換えに当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。かかる場合には、当社株式の価格が少なからず変動し不測の損害を被ることもございますので、株主の皆様におかれましては十分にご注意ください。

(3) 本新株予約権の無償割当て、行使及び当社による取得に伴って株主の皆様に必要な手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様が権利行使期間内に権利行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、1個の新株予約権につき1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1株の当社普通株式（但し、場合によって調整されることがあります。）が発行されることになります。但し、本新株予約権には差別行使条件を付しておりますので、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、本新株予約権の権利行使を行うことはできません。また、外国の法令上、本新株予約権の行使に、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。）の充足、又はその双方が必要な場合に、本新株予約権の行使ができない場合があります。

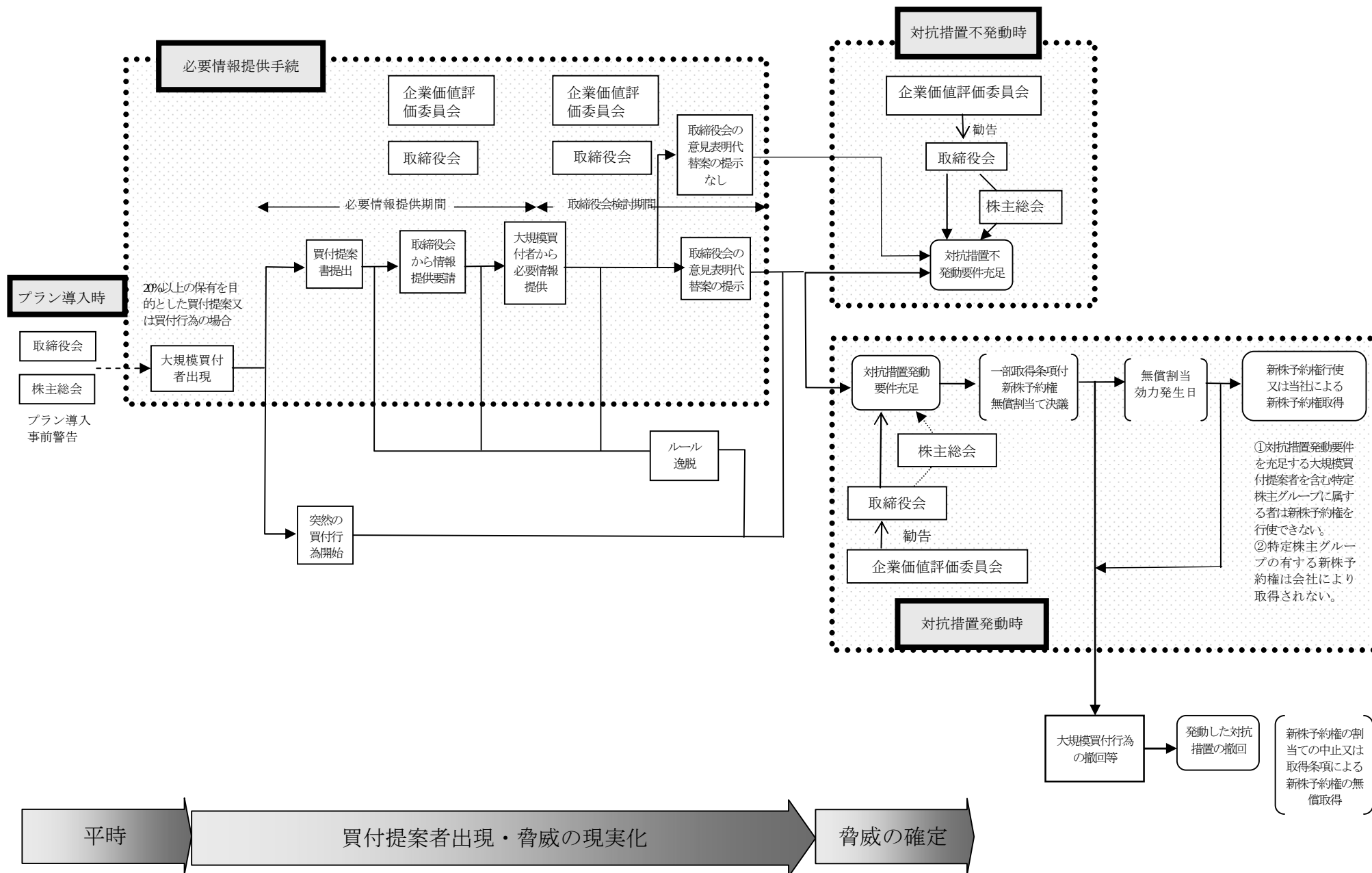
② 当社による本新株予約権取得の場合の手続

当社取締役会が本新株予約権の一部を当社普通株式と引換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める本新株予約権取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領されることになります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時かつ適切に開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

添付資料 1 本プランの導入から対抗措置の発動・不発動までのフロー表



添付資料 2 企業価値評価委員会の活動概要及び委員のご紹介

1. 企業価値評価委員会の活動の概要

当社取締役会が、以下の事項を判断するに際して必要となる場合には、企業価値評価委員会が招集され、以下の事項について検討したうえでその結果を当社取締役会に助言又は勧告を行います。

- ① 大規模買付者による買付提案書及び本必要情報の精査及び検討
- ② 大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動又は不発動を決定するための対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件に該当する事情の存否の判断
- ③ 大規模買付者による買付提案に基づく企業価値評価と当社取締役会が提示する代替案に基づく企業価値評価の検討及び精査

この企業価値評価委員会は、原則として3ヶ月に1回開催され、評価委員に対する当社の経営方針及び経営状況等についての理解を深め、上記の活動において迅速かつ適切な判断を可能とするように努めます。企業価値評価委員会は、本プランの導入につき利害関係のない独立社外者から選任された合計3名以上5名以下の委員で組織されます。企業価値評価委員会には、当社の業務執行取締役が出席して、評価委員に対して企業価値評価委員会における検討に必要な事項に関する説明を行います。また、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。当社は、企業価値評価委員会を構成する評価委員との間で、評価委員が企業価値評価委員会における上記の活動をするための業務委託契約を締結し、評価委員は当該業務委託契約に基づき善管注意義務に従って上記の活動を行います。また、評価委員が、社外取締役又は社外監査役として選任される場合には、当該評価委員は社外取締役又は社外監査役を兼務して活動を行います。当社取締役会は、この企業価値評価委員会による勧告を最大限尊重して、上記の事項に関する判断を行います。

なお、平成21年度につきましては、企業価値評価委員会は、4回開催されております。当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社の業績を把握していただき、当社の買収防衛策のあり方や当社グループの企業価値向上について、有益な検討や提言をいただいております。

- 第一回 平成21年 6月17日
- 第二回 平成21年 9月15日
- 第三回 平成21年12月15日
- 第四回 平成22年 3月16日

本プランにおきましても、21年プランにおいて選任された以下の3名の委員を引き続き評価委員として選任しております。各委員のご紹介は以下のとおりです。

2. 企業価値評価委員会の委員のご紹介

氏名 高 巖

略歴 平成3年 ペンシルベニア大学ウォートン・スクール フィッシャー・スミス客員研究員
 平成6年 麗澤大学国際経済学部 専任講師
 平成13年 同大学国際経済学部（現：経済学部） 教授（現任）
 平成14年 同大学大学院国際経済研究科 教授（現任）
 平成17年 三井住友海上火災保険（株） 取締役
 平成19年 京都大学経営管理大学院 客員教授（現任）
 平成20年 三井住友海上グループホールディングス（株） 取締役
 平成21年 麗澤大学経済学部 学部長（現任）

氏名 本井 文夫

略歴 昭和42年 最高裁判所司法研修所 同 司法修習生
 昭和44年 東京地方裁判所裁判官任官
 昭和50年 裁判官退官（盛岡地方・家庭裁判所）
 弁護士登録（大阪弁護士会）
 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー（現任）

氏名 関 正弘

略歴 昭和40年 公認会計士登録
 昭和62年 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ東京事務所総代表
 平成13年 国際大学教授
 平成14年 NPO 法人国際会計教育協会会長
 平成18年 当社社外監査役
 NPO 法人国際会計教育協会最高顧問（現任）
 （株）みずほフィナンシャルグループ社外監査役（現任）

添付資料3 本新株予約権の概要

(本新株予約権の割当てを受ける株主及び割り当てる新株予約権の個数)

本新株予約権の無償割当て決議を行う際に定める日（下記(11)の本新株予約権の割当基準日（以下、「割当基準日」という。）をいう。）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てる。

(本新株予約権無償割当てに関する事項)

(1) 本新株予約権の名称

第1回日本ハム株式会社新株予約権

(2) 本新株予約権無償割当ての目的

当社は、当社株式の大規模買付行為によって当社の企業価値・株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する大規模買付行為及び大規模買付提案に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための合理的な手段として用いることを目的として、本新株予約権の無償割当てを行う。

(3) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (a) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。
- (b) 本新株予約権の目的となる株式の総数は、割当基準日の最終の発行済株式数（但し、当社の有する当社普通株式の数を除く。）を上限とする。なお、下記(17)により対象株式数（下記(4)に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に無償割当てを行う本新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(4) 無償割当てをする本新株予約権の総数

割当基準日の最終の発行済株式数（但し、当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を上限とする。なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。但し、対象株式数は下記(17)により調整される。

(5) 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

払込価額（下記(6)に定義する。）に、上記(4)に定める本新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。

(6) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額及びその1株当たりの金額

各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額（以下「払込価額」という。）は1円とする。但し、下記(17)により対象株式数が調整される場合には、1円を当該調整後の対象株式数で除した数に調整される。

(7) 本新株予約権の行使によって増加する資本金の金額

本新株予約権の行使の際の払込価額全額につき当社の資本金が増加するものとする。

(8) 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権の無償割当て決議の際に定める日から30日とする。但し、下記(10)の規定に基づき当社が取得した本新株予約権については、下記(10)(a)に定義する本新株予約権取得日をもって当該本新株予約権の権利行使期間（以下、(8)に基づいて決定される本新株予約権の権利行使期間を「権利行使期間」という。）は終了するものとする。また、権利行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、その保有する本新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。
- (b) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる。但し、①本新株予約権の割当てを受けた者から、下記(15)に定める当社取締役会の承認を得て本新株予約権が承継された場合、及び、②本新株予約権の割当てを受けた者から、本新株予約権が法令に従って当然に承継され、下記(15)に定める当社取締役会の承認を要しない場合は、かかる承継を受けた者は、これにより取得した本新株予約権を行使することができる。
- (c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、大規模買付者に関し、本新株予約権の無償割当ての決議時点において、対抗措置発動要件を充足することが本プランに従い確認され、これに基づいて本新株予約権の無償割当ての決議が行われた場合、以下の者は、その保有する本新株予約権を行使できないものとする。
 - ア. 当該大規模買付者
 - イ. 当該大規模買付者の共同保有者
 - ウ. 当該大規模買付者の特別関係者

- エ. 上記ア. ないしイ. 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受又は承継した者
- オ. 上記ア. ないしエ. 記載の者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者
- なお、次の(ア)ないし(シ)に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該(ア)ないし(シ)に定めるところによる。
- (ア) 「特別関係者」とは、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
 - (イ) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
 - (ウ) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとする。
 - (エ) 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
 - (オ) 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとする。
 - (カ) 「本プラン」とは、当社の平成22年5月14日の当社取締役会決議において決定された当社株式の大規模買付行為への対応方針をいう。
 - (キ) 「大規模買付行為」とは、本プランにおいて定められる大規模買付行為をいう。
 - (ク) 「大規模買付者」とは、本プランにおいて定められる大規模買付者をいう。
 - (ケ) 「大規模買付者等」とは、大規模買付者、並びに大規模買付者の共同保有者及び特別関係者をいう。
 - (コ) 「大規模買付提案」とは、本プランにおいて定められる大規模買付提案をいう。
 - (サ) 「対抗措置発動要件」とは、本プランにおいて定められる対抗措置発動要件をいう。
 - (シ) 「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。
- (d) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又はその双方（以下、「現地法手続要件」と総称する。）なしに本新株予約権を行使すると法令に違反又は抵触することになる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該現地法手続要件が全て履行又は充足されたことを立証した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる現地法手続要件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (e) 上記(d)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、
- I 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資者(qualified investor)であることを表明、保証し、かつ

Ⅱ その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所及び大阪証券取引所における普通取引（但し、事前の取り決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができるものとする。当社はかかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る現地法手続要件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等により、米国に所在する者が上記Ⅰ及びⅡを充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができないものとする。

- (f) 上記(c)ないし(e)の規定に従い、本新株予約権者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

(10) 当社による本新株予約権の取得に関する条件

- (a) 当社は、当社が本新株予約権の一部を取得することが適切と当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日（以下、「本新株予約権取得日」という。）が到来することをもって、下記(10) (b)の規定に従って本新株予約権を取得することができる。本新株予約権取得日は、下記(12)に基づいて決定される本新株予約権の無償割当ての効力発生日から権利行使期間の最終日までの期間内で当社取締役会が定めるものとする。但し、当社取締役会が本新株予約権取得日を定める決議をすることができる期間は、権利行使期間の開始日の前日までとする。
- (b) 当社は、本新株予約権取得日をもって、上記(9) (c)ないし(e)の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が有する本新株予約権を全て取得し、これと引き換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
- (c) 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 本新株予約権の割当基準日

本新株予約権の無償割当て決議の際に定める日

(12) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当て決議の際に定める日

(13) 本新株予約権の行使請求受付場所

本新株予約権の無償割当て決議を行う際に定める場所

(14) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

本新株予約権の無償割当て決議を行う際に定める払込取扱金融機関

(15) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(16) 本新株予約権証券の発行に関する事項

本新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

(17) 対象株式数の調整

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての後、株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整する。調整後対象株式数の算出にあたっては、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割、無償割当て又は併合の比率}$$

- (b) 調整後の対象株式数の適用時期等は、次に定めるところによる。

- ア. 調整後の対象株式数は、①株式の分割の場合は会社法第183条第2項第2号に規定する株式の分割がその効力を生ずる日（以下、「株式分割効力発生日」という。）以降、②株式の無償割当ての場合は会社法第186条第1項第2号に規定する株式の無償割当てがその効力を生ずる日（以下、「株式無償割当効力発生日」という。）の翌日以降、③株式の併合の場合は会社法第180条第2項第2号に規定する株式の併合がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能な剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する旨当社取締役会で決議する場合で、当該分配可能な剰余金の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割効力発生日又は株式無償割当効力発生日とする場合は、調整後の対象株式数は、当該分配可能な剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- イ. 上記ア. 但書の場合で、株式分割効力発生日又は株式無償割当効力発生日の翌日から当該分配可能な剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに本新株予約権の行使をな

した者に対しては、次に定める算式により当該株主総会の終結の日の翌日以降当社普通株式を発行する。この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

株式数 = (分割又は無償割当ての比率-1) × (当該期間内に本新株予約権を行使した場合、調整前対象株式数に基づき発行された株式数)

(18) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成22年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜株主に不利益を与えない合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

添付資料4 「当社株式の大規模買付行為への対応方針」運用規則

平成18年5月19日制定

平成19年5月18日改正

平成20年5月16日改正

平成21年5月15日改正

平成22年5月14日改正

(目的)

第1条 この規則は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年5月14日付の取締役会決議により決定された「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）に定義する大規模買付提案及び大規模買付行為を当社において評価する手続、及び、本プランに基づく企業価値評価委員会の活動及び取締役会における対抗措置の発動又は不発動のための判断のために必要な手続及び運用の指針を定めることにより、本プランを適正に運用することを目的とする。

(企業価値評価委員会の活動内容)

第2条 取締役会が、以下の事項を判断するに際して必要となる場合には、企業価値評価委員会は、取締役会からの要請に応じて、原則として以下の各号に掲げる事項について検討及び決定し、その決定の内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告する。

- (1) 大規模買付者による買付提案書及び本必要情報の精査及び検討
- (2) 大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動又は不発動を決定するための対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件に該当する事情の存否の判断（対抗措置発動要件該当性について株主意思を確認する必要があるか否かについての判断を含む。）
- (3) 大規模買付者による大規模買付提案に基づく企業価値評価と取締役会が提示する代替案に基づく企業価値評価の検討及び精査

2 前項の「大規模買付者」とは、特定株主グループ（但し、「特定株主グループ」とは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の所有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者とみなされる者を含むものとする。）及びその共同所有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含むものとする。）、又は(ii)当社の株券等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われているものを含む。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）を意味する。）が保有する当社議決権割合（但し、議決権割合とは、(i)特定株主グループが、上記(i)の場合は、当該所有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も加算するものとする。）、又は、(ii)特定株主グループが、上記(ii)の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計を意味する。）が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為を行う者、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券

等の買付行為を行う者をいう。但し、事前に取締役会が同意した大規模買付行為を行う者は除くものとする。

- 3 本規則の「大規模買付行為」とは、前項に規定する大規模買付者による大規模買付行為をいい、また「大規模買付提案」とは、大規模買付者が大規模買付行為にあたり当社に対して提案する買付提案をいう。

- 4 本条第1項(1)の「本必要情報」とは、以下の情報をいう。

- (1) 大規模買付者及びそのグループ（その共同保有者、その特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の概要
- (2) 大規模買付行為の目的、方法及び大規模買付提案の内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性を含む。）
- (3) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、及び、算定に用いた数値情報を含む。）及び買付資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- (4) 買付後の当社経営方針及び事業計画（「食の安全」もしくは食品業の公共性に関する大規模買付者の考え方などを意味する。）並びに資本政策及び配当政策等についての情報を含む公開買付届出書等で法律上開示を要求される情報
- (5) 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
- (6) その他取締役会又は企業価値評価委員会が合理的に必要と判断する情報

- 5 本条第1項(2)の「対抗措置」とは、本プランで定められた一部取得条項付新株予約権の無償割当てをいう。

- 6 本条第1項(2)の「対抗措置発動要件」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- (1) 大規模買付者が、当社への経営参画の意思を真に有していないにもかかわらず、当社株式の株価を不当につり上げて当社株式を高値で当社関係者（当社関係会社、役員、従業員、取引先等を含むがこれに限らない。）に取得させる目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- (2) 大規模買付者が、当社の事業経営上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やその関係会社等に移転させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- (3) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する意図をもって当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- (4) 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元（剰余金配当を含むがこれに限らない。以下同じ。）をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による当社株式の株価上昇に際して、大規模買付者が取得した当社株式を高値で売り抜けることを目的として、当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合

- (5) 大規模買付者が本プランに定める必要情報提供手続（以下、「必要情報提供手続」といい、第6条で詳細について定める。）に応ぜず、株主が当社株式を大規模買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど株主が当該大規模買付提案を判断することが困難な場合に、当社に何らの予告もなく大規模買付行為を開始し、又はその開始が客観的かつ合理的に推認される場合
 - (6) 大規模買付者が必要情報提供手続に応じるも、大規模買付提案の態様、提案手法その他の事情に鑑みて、当該大規模買付提案が二段階での強圧的な大規模買付提案（当初の買付において当社株式の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利な設定にし、あるいは明確にしないで買付行為を行うこと）であることが、客観的かつ合理的に推認される場合
 - (7) 上記(1)ないし(6)のほか、大規模買付提案又は大規模買付行為により、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値・株主共同の利益が上記(1)ないし(6)の要件の場合と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- 7 本条第1項(2)の「対抗措置不発動要件」とは、以下のいずれかの事由をいう。
- (1) 取締役会が本プランにおいて定める取締役会検討期間（第5条第2項で定義される。）中及び取締役会検討期間を経過してもなお大規模買付提案で提示された企業価値評価を上回る企業価値評価を実現することが合理的に見込まれる経営案の提示を含む代替案を株主に示すことができず、大規模買付者との間で交渉等も行わなかったことが明らかな場合
 - (2) 大規模買付提案が取締役会の提示する代替案より高い企業価値評価を内容とするものであることが客観的に明らかであり、かつ、当該大規模買付提案により当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあることが明らかでない場合
 - (3) 取締役会が取締役会検討期間中に何らの代替案も株主に対して示さなかった場合
 - (4) 上記対抗措置発動要件(1)ないし(7)の要件に該当する事情が一切存在しないことが明らかな場合（企業価値評価委員会の構成等）
- 第3条 企業価値評価委員会は、以下に従って選任される3名以上5名以下の評価委員（以下、「評価委員」という。）から構成される。
- 2 取締役会は、評価委員を、以下に定める全ての基準を満たす、当社から独立した関係にある社外取締役、社外監査役、有識者（大学教授等を含む。）、弁護士又は公認会計士等の外部専門家の中から指名し、選任する。
- (1) 現在及び過去において、当社又は当社の子会社の業務を行う取締役、執行役、従業員、若しくは監査役、又はこれらの者の親族（「親族」とは、民法第725条に定める親族を意味し、以下同様とする。）ではないこと（但し、当社の社外取締役及び社外監査役を除く。）
 - (2) 当社の主要な取引先の取締役、執行役若しくは従業員又はこれらの者の親族ではないこと（「主要な取引先」とは、過去5年間の当社連結売上高の平均の2%を超える金額の取引を、当社との間で行う取引先（仕入れ等を含むがこれに限られない。）を意味し、以下同様とする。）
 - (3) 当社及び主要な取引先の外部アドバイザー（「外部アドバイザー」とは、外部の法律顧問、公認会計士、税理士、司法書士及びファイナンシャル・アドバイザー等を含むがこれに限られない。）又はその親族でないこと

(4) 当社の代表取締役が取締役を兼任している会社の取締役、執行役、従業員若しくは外部アドバイザー、又はこれらの者の親族でないこと

3 前項に従い評価委員として指名した者がかかる指名を受諾した場合には、取締役会は、遅滞なく、当該評価委員の氏名及び略歴を適時開示するものとする。

(企業価値評価委員会の招集及び決定手続等)

第4条 企業価値評価委員会は、随時、取締役会の決議に基づき、当社代表取締役又は取締役会決議によって委任を受けた者が、各評価委員に対して書面又は口頭その他適当な方法で通知することによって招集されるものとする。

2 評価委員は評価委員毎にそれぞれ企業価値評価委員会における議決権1個を有するものとする。

3 企業価値評価委員会による第2条第1項所定の勧告（以下、単に「勧告」という。）は、評価委員全員が出席する企業価値評価委員会において、議決権の過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。但し、評価委員の一部が傷病その他やむを得ない事由により出席できない場合は、勧告は、評価委員の過半数が出席する企業価値評価委員会において、その議決権の過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。

4 企業価値評価委員会には当社取締役1名及び必要に応じて評価委員に対する説明をするにあたり適切な担当者が出席し、企業価値評価委員会が勧告を行うにあたり必要となる事項について、企業価値評価委員会において説明をするものとする。

(企業価値評価委員会の勧告手続)

第5条 企業価値評価委員会は、取締役会に対して勧告を行うに際し、第6条に基づいて取締役会より提供される情報、企業価値評価委員会が自ら収集した情報、その他の情報に基づいて、以下に規定する事項を合理的範囲内において十分考慮した上で、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を実現し得よう、勧告を行うものとする。

(1) 当社の事業計画その他の資料等に基づいて算出される当社の発行済株式の正当な価値ないし本源価値に関する事項

(2) 大規模買付者が当社の経営ないし事業活動を支配する目的の有無、その他大規模買付者が当社株式を取得する目的に関する事項

(3) 大規模買付者が公開買付けにより当社株式を取得する意図その他大規模買付者による当社株式の取得計画に関する事項（当該取得計画に内在する法的問題点を含むがこれに限らない。）

(4) 大規模買付者による当社株式の取得割合の見込み、大規模買付行為完了後の当社の資本政策に関する計画の内容、その他大規模買付者による大規模買付行為が当社の株主に与える影響に関する事項

(5) 大規模買付者の属性及びその事業の内容、大規模買付者の財務状態を示す資料の内容、大規模買付者の経営状態及び業績、大規模買付者による過去の企業買収の経緯及びその結果、大規模買付者が当社の事業を経営する能力を有しているか否か等に関する事項、大規模買付者におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの内容、大規模買付者の過去の法令違反行為の有無とその内容、大規模買付者の役員の経歴（その過去における法令違反行為の有無とその内容を含むがこれに限らない。）、大規模買付者及び大規模買付者の役員の社会的評判、大規模買付者と反社会的勢力との関係の有無とその内容、その他大規模買付者に関する事項

- (6) 大規模買付者の事業と当社の事業との間のシナジー効果の有無、大規模買付者による当社企業価値算定の結果及びその方法、大規模買付行為完了後の経営方針（特に当社の企業価値を持続的かつ安定的に維持・向上させる方策等）及び当社の事業に関する計画等の内容、大規模買付者が提案する大規模買付行為完了後の経営方針及び当社の事業に関する計画等が当社及び当社株式に与える影響、大規模買付者により当社に対して提示されたその大規模買付提案に付帯する条件、大規模買付行為後の当社の従業員の処遇、買付対価の種類ないし内容、買付対価の支払い時期及び支払方法、大規模買付者が買付対価をその大規模買付提案通りの形で支払う意思ないし能力を有しているか等に関する事項、大規模買付者に対する資金供与者の名称及び大規模買付者と資金供与者との関係、その他大規模買付者による大規模買付提案の内容に関する事項
 - (7) 大規模買付者による当社の株式の大規模買付提案に関しての当社と当該大規模買付者との交渉の経緯及び内容に関する事項
 - (8) 大規模買付者が大規模買付提案をするに際し当社に対して提供した情報の内容及び提供の時期、当社が大規模買付者に対し大規模買付提案に関する情報提供を要求した場合のこれに対する大規模買付者からの情報提供の内容及び時期、その他大規模買付者の当社に対する情報提供に関する事項
 - (9) その他取締役会決議に際して考慮すべき事項
- 2 企業価値評価委員会は、勧告を行う場合には、第6条で定める必要情報提供手続の満了後最長60日間（大規模買付提案の内容として対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式の買付の場合）又は最長90日間（大規模買付提案の内容としてその他の方法による買付提案の場合）（以下、「取締役会検討期間」という。）内に取締役会による大規模買付提案の検討及び第7条所定の決定が完了できるように、適切な時期に勧告を行うものとする。但し、取締役会検討期間中に企業価値評価委員会が勧告を行い、かつ、取締役会が対抗措置の発動又は不発動について決議した場合には、その時点で取締役会検討期間は終了するものとする。
- 3 企業価値評価委員会は、第2条第1項所定の事項に関する情報の収集その他勧告を行うに際して必要となる措置を、自ら行い又は取締役会に対し要請することができるものとする。
- 4 取締役会は、企業価値評価委員会から前項の要請を受けた場合には、これに対し最大限協力しなければならないものとする。
- 5 企業価値評価委員会は、第2条第1項所定の事項を検討するに際し、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家からの助言を求めることができるものとする。
- 6 評価委員が、企業価値評価委員会の権限の行使に関し、当社に対して次の各号に掲げる請求をしたときは、当社は、当該請求に係る費用又は債務が企業価値評価委員会の権限の行使に関係のないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- (1) 費用の前払い
 - (2) 支出をした費用の償還及び当該支出をした日以後における利息の償還
 - (3) 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にないときは相当の担保の提供）
- （取締役会による必要情報提供手続に基づく情報の収集）
- 第6条 取締役会は、必要情報提供手続により、大規模買付者より、本必要情報の収集を行うものとする。

- 2 取締役会は、必要情報提供手続において、大規模買付者から買付提案書が提案された場合には、企業価値評価委員会の助言及び勧告を受けながら、当該買付提案書の内容が本必要情報として十分かどうかを検討し、不十分であると判断した場合には、買付提案書が提出されてから10営業日以内に、追加して提出すべき本必要情報のリストを大規模買付者に対して書面により提示するものとする。当社によるかかるリストの提示後、大規模買付者が本必要情報を追加して提供せず、又は本必要情報を追加して開示したにもかかわらず、本必要情報が不足すると取締役会が判断した場合には適宜大規模買付者に対して本必要情報の提出を要求するものとし、取締役会から大規模買付者に対する本必要情報のリストの提示後60日以内に本必要情報の提供を完了するよう大規模買付者との交渉及び連絡を行うものとする（以下、「必要情報提供期間」という。）。但し、取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提出状況を考慮して必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとする。
- 3 取締役会は、前二項に規定される必要情報提供手続に基づいて大規模買付者から提出された本必要情報を企業価値評価委員会に対して適宜提供するものとし、必要に応じて第4条第4項に基づいて企業価値評価委員会において本必要情報に関する説明を行うものとする。
- 4 取締役会は、本条第1項の必要情報提供手続のほか、第2条各号所定の事項に関する取締役会決議を行うに際して必要となる措置を適宜執るものとする。

（取締役会の決定手続）

- 第7条 取締役会は、第5条第1項各号に規定する事項を合理的範囲内において十分考慮した上で、以下に規定する事項に関する取締役会決議を行うことができるものとする。
- (1) 対抗措置の発動
 - (2) 対抗措置の不発動
 - (3) 発動した対抗措置の撤回（但し、「対抗措置の撤回」とは、本条第6項に定めるものをいう。）
 - (4) 大規模買付者に対する代替案の提案
 - (5) 本プランの廃止
- 2 前項の取締役会決議を行うにあたっては、取締役会は、第2条第1項に基づく企業価値評価委員会による勧告を要請するものとし（但し、前項(4)を除く。）、かかる勧告がなされた場合には、当該勧告を最大限尊重して前項の取締役会決議を行うものとする。
 - 3 取締役会は、本条第1項及び前項に基づいて対抗措置発動要件を充足すると判断される場合に限り、本条第1項(1)所定の取締役会決議を行うことができるものとする。
 - 4 取締役会は、本条第1項に基づいて第2条第7項に定める対抗措置不発動要件を充足すると判断される場合には、当該対抗措置不発動要件に基づく本条第1項(2)所定の取締役会決議を行うことができるものとする。
 - 5 取締役会は、第2条第7項に定める対抗措置不発動要件が充足された場合には、本条第1項及び第2項にかかわらず本条第1項(2)所定の取締役会決議を行うものとする。
 - 6 取締役会は、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により対抗措置を撤回することが適切であると当社取締役会が認める場合には、本新株予約権の無償割当効力発生日までは本新株予約権の割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新

株予約権を無償で取得することにより本条第1項(3)所定の発動した対抗措置の撤回ができるものとする。

- 7 取締役会は、本条第1項各号及び第5条第1項各号所定の事項を考慮するに際し、可能な限り、弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家からの助言を求めるものとする。
- 8 取締役会は、評価委員全員に対し、取締役会が本条第1項所定の取締役会決議を行った場合には、速やかに各評価委員に対して、取締役会決議を行った旨、決議の内容及びかかる決議を行った理由を、書面又は口頭で通知する方法その他適当な方法により通知するものとする。

(本規則の改正)

第8条 取締役会は、評価委員全員から同意を得た場合に限り、その決議をもって、この規則の改正を行うことができるものとする。

- 2 取締役会は、前項所定の決議を行った場合、遅滞なくこの規則の改正内容を適時開示しなければならないものとする。

(細目事項)

第9条 この規則に規定のない細目ないし技術的事項については、代表取締役社長が評価委員全員から同意を得た上で随時定めるものとする。

(その他)

第10条 この規則において「代表取締役社長」とある箇所は、代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の「取締役」と読み替えるものとする。

付則 この改正規則は、平成22年6月25日から実施する。

以上